

姉川高水敷の竹木等の維持管理協定書

第1条（目的）

本協定は、姉川高水敷等に植生する竹木等の維持管理について定めるものであり、一級河川の河川管理者である滋賀県知事、嘉田由紀子（以下「甲」という。）と長浜市南浜町自治会長および大浜町自治会長ならびに川道町自治会長（以下三自治会長を総じて「乙」という。）が協力して維持管理に努めることを定めたものである。

第2条（対象区域）

本協定の対象とする区域は、下記の区域（長浜市南浜町～川道町にある姉川高水敷）とする。



第3条（維持管理作業等）

甲と乙は、当区域において、協力して下記の作業等を行うものとする。

- (1) 竹の伐採または竹の幼木（タケノコ、稚木など）の刈り倒し
- (2) 散在性ゴミ等の違法廃棄の監視や治安・防災上の良好な環境保全

作業日程や作業区域の調整等は、甲乙協議の上、決めるものとする。なお、竹以外の樹木については、当面、維持管理作業は不要とする。

第4条（費用の負担）

乙の維持管理作業に費用がかかる場合には、県補助事業（河川愛護等）等を活用することが出来る。ただし、作業量や費用等が大きくなる場合には、甲乙協議の上、乙に負担のかからないよう配慮するものとする。

第5条（適用期間）

この協定の適用期間は、当面、竹木等の伐採が完了した日から2年とする。

第6条（雑則）

この協定の内容に不都合が生じた場合、定めのない事項または疑義が生じた場合には、甲乙協議の上、決めるものとする。

長浜市南浜町自治会長の河川管理者の委任状

平成20年10月2日

甲 河川管理者
滋賀県知事
嘉田由紀子



乙 長浜市南浜町自治会長
中川吉朗



長浜市大浜町自治会長
伊藤昇太郎



長浜市川道町自治会長
中川政

